

議案第30号	石川県教育委員会事務局等処務規程及び石川県立学校処務規程の一部改正について
1 提案理由	石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例および石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の改正により、1日の勤務時間のうち最大2時間まで要介護者の介護をすることができる介護時間制度が新設されたことから、これに関連する手続等について定める必要があるため。
2 改正規程	【訓令】 <ul style="list-style-type: none">・石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正・石川県立学校処務規程の一部改正
3 根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条
4 改正内容	介護時間に係る手続の追加等
5 改正案	2～8頁のとおり
6 施行年月日	平成29年1月1日

庁 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年12月 日

石川県教育委員会

第70条第2項を削る。

第70条の2の3を第70条の2の4とし、第70条の2の2を第70条の2の3とし、第70条の2の次に次の1条を加える。

（介護時間の申請）

第七十条の11の11 職員は、勤務時間条例第十条の11第一項の規定による介護時間の承認を受けようとするときは、あらかじめ介護時間承認請求書により請求しなければならない。

第70条の3第2項中「第七十条の11の11第11項」を「第七十条の11の11兼11項」に改める。

別表第2本庁の課長の共通的専決事項の表第18号(1)及び別表第4出先機関等の長の共通的専決事項の表第12号(1)中「第七十条第一項及び第七十条の11」を「第七十条、第七十条の11及び第七十条の11の11」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

石川県教育委員会訓令第 号

県 立 学 校

石川県立学校処務規程（昭和 41 年石川県教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 12 月 日

石川県教育委員会

第 32 条の 2 第 2 項を削る。

第 32 条の 2 の 2 の次に次の 1 条を加える。

(介護世帯の升據)

〔原〕十一條の〔一〕〔二〕 謹嘱せ、勧誘世帯の例第十一條の〔三〕〔四〕〔五〕 増の規定による介護世帯の承認を取た
もへふ やへふれど、必ずそじる介護時間承認請求書よりの請求したるがたひだ。

別表第 2 第 9 号(1)中「第 32 条の 2 第 1 項及び第 32 条の 2 の 2」を「第 32 条の 2、第 32 条の 2 の 2 及び第 32 条の 2 の 3」に改める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

改正案	現行
第七十条（略） （削除）	第七十条（略） 2 前項の場合において、介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、一週間以上の期間について一括して請求しなければならない。
第七十条の一（略）	第七十条の一（略）
第七十条の一の二 職員は、勤務時間条例第十条の三第一項の規定による介護時間の承認を受けようとするときは、あらかじめ介護時間承認請求書により請求しなければならない。	第七十条の一の二 職員は、勤務時間条例第十条の三第一項の規定による介護時間の承認を受けようとするときは、あらかじめ介護時間承認請求書により請求しなければならない。
第七十条の一の三（略）	第七十条の一の三（略）
第七十条の一の四（略）	第七十条の一の四（略）
第七十条の二（略）	第七十条の二（略）
2 第七十一条の一の二第三項及び第四項の規定は、部分休業の承認を受けた職員について準用する。	2 第七十一条の一の二第三項及び第四項の規定は、部分休業の承認を受けた職員について準用する。

改正案

別表第二（第十四条関係）

本庁の課長の共通的専決事項

18 石川県教育委員会事務局等処務規程

(1) 課員の第六十九条第一項、第七十条、第七十条の二及び第七十条の二の二の規定による休暇の承認

(2) (4) 略

現行

別表第二（第十四条関係）

本庁の課長の共通的専決事項

18 石川県教育委員会事務局等処務規程

(1) 課員の第六十九条第一項、第七十条第一項及び第七十条の二の規定による休暇の承認

(2) (4) 略

改正案

別表第四（第十四条関係）

出先機関等の長の共通的専決事項

12 石川県教育委員会事務局等処務規程

(1) 長及び所属職員の第六十九条第一項、第七十条、第七十条の二及び第七十条の二の規定による休暇の承認

(2)～(4) 略

現行

別表第四（第十四条関係）

出先機関等の長の共通的専決事項

12 石川県教育委員会事務局等処務規程

(1) 長及び所属職員の第六十九条第一項、第七十条第一項及び第七十条の二の規定による休暇の承認

(2)～(4) 略

改正案	現行
<p>第三十二条の二 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>第三十二条の二 (略)</p> <p>2 前項の場合において、介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、一週間以上の期間について一括して請求しなければならない。</p>
<p>第三十二条の二の二 (略)</p>	<p>第三十二条の二の二 (略)</p>

第三十二条の二の二 職員は、勤務時間条例第十一條の三第一項の規定による介護時間の承認を受けようとするときは、あらかじめ介護時間承認請求書により請求しなければならない。

第三十二条の二 (略)

第三十二条の二の二 (略)

石川県立学校処務規程（昭和四十一年教育委員会訓令第六号）新旧对照表

改正案	現行
<p>別表第2（第9条関係） 校長の専決事項</p> <p>9 石川県立学校処務規程 (1) 校長及び職員の第32条第1項、<u>第32条の2、第32条の2の2</u>及び<u>第32条の2の3</u>の規定による休暇の承認 (2)～(4) 略</p>	<p>別表第2（第9条関係） 校長の専決事項</p> <p>9 石川県立学校処務規程 (1) 校長及び職員の第32条第1項、<u>第32条の2第1項及び第32条の2の2</u>の規定による休暇の承認 (2)～(4) 略</p>